

# 民間委託等に関する 基本方針

平成19年3月

洞 爺 湖 町

# 目 次

## 第 1 方針作成の背景と目的

## 第 2 基本的な取り組み方法

- 1 全庁的な取り組み
- 2 民間委託等推進の基本原則
- 3 町が主体となって実施すべき事務事業

## 第 3 民間委託等の対象

- 1 民間委託
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 委託を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）
- 2 民営化
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 民営化を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）

## 第 4 公の施設の管理に関する制度改正

## 第 5 民間委託等の決定にあたっての分析等

- 1 町民サービスの維持・向上
- 2 町民の意向反映
- 3 経費削減と事務処理の効率化
- 4 他自治体における民間委託等の状況分析
- 5 民間委託等の受け入れ先の検討

## 第 6 推進計画の策定

## 第 7 民間委託等の進行管理

## 第 8 民間委託等の実施後の評価

\* 別紙 事務事業の類型

\* 別紙 民間委託等の具体的手順例

## 第1 方針作成の背景と目的

### 「公共サービス」とは

多くの町民に向けて提供される「公共サービス」は、行政が主体となって提供するものだと考えがちですが、民間が主体となって提供するものや、行政と民間がともに提供するものもあります。

例えば、行政が主に提供している「公共サービス」( = 「行政サービス」) には、福祉分野での各種給付事業や、警察・消防などの安全な生活環境づくり、小中学校での義務教育や公民館での生涯教育などの教育分野、道路や公園、上下水道などの社会資本の整備・維持管理などがあります。

これに対して、鉄道事業や電気・通信事業、銀行事業などの公共サービスは主に民間が担っています。

また、幼稚園・保育所などの保育業務、高齢者の介護福祉事業、病院などの医療機関、住宅供給など、行政と民間がともに提供しているものもあり、多くの政令指定都市などではバスや地下鉄などの公共交通事業を両者で行っているところもあります。

このように、公共サービスは行政だけが提供するものではなく、民間企業も参入して公的な役割を担っているのが現状であり、従来、行政が行っていたものでも民間に移行したものもあります。かつて国鉄や電電公社が民営化され、今、郵政が民営化されるように、その時々時代の背景や社会的状況の変化、また利用者である町民の考え方によって、公共サービスの提供主体は変わってきます。

### 「公共サービス」のこれから

今日では人口減少の時代を迎え、経済成長の大きな伸びが見込めない中、公共サービスを提供するための財政的資源や人的資源は、ますます限られたものになり、むしろ今後は減っていくことが予想されます。

一方、町民の地方公共団体に対する期待や要望などの行政需要は、これまでと同様に、ますます増大していくと考えられます。例えば、団塊の世代が定年を迎え、高齢化は一層進み、高齢者を対象とした福祉関連事業に対する需要は、大幅に増大することが予想されます。

さらに、少子化問題があります。これからの日本の社会全体に深刻な影響を与える問題であり、その流れを変えるためには抜本的な対策を講ずる必要があります。

また、日本の安全神話の崩壊により、我々の身近に置いても急激に犯罪が増

加しており、都市部に限らず地方においても安全・安心なまちづくりが求められています。このような現状に行政として何ができるのか考えなければなりません。

さらに、公営住宅、道路、公園、各種施設等の公共施設の整備に関しても、これまでのバリアフリーといった考え方から一步進んだ、ユニバーサルデザインにより整備することが求められております。年齢や障害の有無にかかわらず、多くの人々が利用しやすいように施設整備する必要があり、また、そのための管理運営にかかる費用はこれまでより増加することは避けられません。

このように地方公共団体の財政的資源が増えないにもかかわらず、町民要望や行政需要は増加の一途を辿り、その乖離を埋めるための新たな公共サービスの提供手法が求められています。

### 「公共サービス」の総点検

このような状況の中、拡大・多様化する町民ニーズに対しては、「誰が」最も効率的にサービスを担うことができるか、そして、行うべきなのかという視点から「公共サービス」全体を点検し、見直しを図りながら、サービスの質を確保しつつ、簡素で効率的な行政運営を実現するために、民間活力の積極的な導入を図っていく必要があります。

洞爺湖町においても、国の「三位一体改革」をはじめとする地方制度改革の推進によって、今後、さらに厳しい財政状況下に置かれることは必至です。このため、民間委託等により効果的であると認められる事務事業については、その執行管理を確実にしながら積極的、計画的に推進を図っていかねばなりません。

この方針は、洞爺湖町の行財政改革を進めるため全庁共通の認識のもとで民間委託等を推進し、継続的に取り組んでいくため策定するものです。

## 第2 基本的な取り組み方法

民間委託等推進の基本的な考え方は、次に掲げるとおりとします。

### 1 全庁的な取り組み

民間委託等の推進は、民間活力の導入という一手法により、総合的な見地から今後の行財政運営の効率化等を目指そうとするものであり、全庁共通認識のもとで職員自ら改革の意識をもって、事務事業の民間委託等を積極的、計画的に推進するものとします。

## 2 民間委託等推進の基本原則

- (1) 民間委託等の推進にあたっては、個々の事務事業について「行政が自ら行うべきかどうか」の視点に立って、サービスの低下を招くことのないよう行うものとし、行政の関与の必要性や妥当性など、公的関与のあり方については、別に定める「公的関与のあり方に関する基本方針」に基づくものとし、ます。
- (2) 町が責任を持って行うべき事務事業について、その実施を民間に委託することにより効率的、効果的な業務執行が図られるものについては、民間委託等を推進することとし、ます。

## 3 町が主体となって実施すべき事務事業

事務事業の民間委託等の検討にあたっては、適法性及び妥当性の観点から、次に掲げる事務事業は民間委託等に一般的になじまないものとして町が主体となって直接実施するものとし、原則的に検討対象から除くこととし、ます。

- (1) 政策判断や意思決定に関わるもの  
(例：総合計画の策定、事業の企画、予算編成、例規の審査等)
- (2) 公権力行使に判断を伴うものや行政指導的要素が高いもの  
(例：許認可、使用料及び手数料の強制徴収、過料の賦課等)
- (3) 法律等の規制があるもの  
(例：町税の賦課、工事の検査等)
- (4) 予算執行等に関わるもの  
(例：予算経理、契約事務等)
- (5) 国、道、内部組織間等との調整に関わるもの  
(例：国、道、関係団体、内部組織との意見調整、協議等)
- (6) 公平性の確保が特に望まれるもの  
(例：不服申し立てに対する決定、徴収猶予、使用料等の減免事務等)
- (7) 機密性、プライバシーの保護の必要性が高いもの  
(例：税務、証明書等の交付、人事行政等)

### 第3 民間委託等の検討の対象

基本的な考え方に基づき検討除外された「公益性」や「必需性」が高い「町が実施すべき事務事業」以外のものについては民間委託等の可能性があります。

民間等が保有する専門的知識・技術や柔軟な経営手法を活用することにより、行政が自ら行うことに比べ、より効果的に業務を執行できるという観点から判断し、次に掲げる事項を民間委託等の検討対象とします。

なお、検討すべき事務事業の類型は、別紙のとおりとします。

#### 1 民間委託の視点

##### 《民間委託の定義》

民間委託とは、町が行政責任を果たす上で必要な監督権などを保留しつつ、その事務事業を民間企業やNPO法人等に委託するものです。

町民サービスや各種の事務事業について、「町が直接実施する必要があるかどうか？」また、「民間に委ねることによって質の向上や経費の削減など効率的な業務執行が図られないか？」という視点から民間委託を進める対象や課題を整理します。

#### (1) 基本的な考え方

町として行うべき事務事業について、具体的な実施を民間に委ねることにより、民間のノウハウ等を活用した業務の質の向上やコストの削減など、効率的、効果的な業務執行が図られる場合に民間委託を進めます。

#### (2) 委託を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）

##### ア 町民サービスの維持・向上

町民サービスが維持又は向上できるか

##### イ 経費縮減の可能性

人件費、事業費等の経費が縮減できるか

##### ウ 事務処理効率の向上

変動性 時期や時間によって事務事業量に変動があり、常時一定の職員を配置することが非効率であるもの（一時的な調査、測量等の業務など）

単純軽易 標準化かつ定型化しているもの

##### エ 専門性

高度な知識、技術等を要し、人材の育成及び確保、設備等の設置を行うのと比較して民間委託を活用した方が効果的であるもの

##### オ 行政責任の確保と町民の理解

行政責任が確保でき町民の理解が得られるか

## 2 民営化の視点

### 《民営化の定義》

民営化とは、市場競争原理が適格に働く領域において「民間でもできるものは民間で」という原則に基づき、町民サービスや各種の事務事業を民間部門に移譲することです。

施設運営などに関しては、設置者である行政側が施設の維持修繕等を行う「公設民営方式」と、施設そのものも移管してすべての運営を民間が行う「民設民営方式」があります。「民設民営方式」の場合は、施設の土地は無償貸与か有償譲渡、建物は無償譲渡若しくは有償譲渡とします。

ただし、民間部門によって提供されているサービスの価格と品質が的確であるかどうかを必要に応じて十分に監視・指導することが必要です。

### (1) 基本的な考え方

民間の活動の実態を把握し、民間で実施することができるものは民間に委ねることを基本方向として、町が実施すべきものを精査することとします。

特に公共的なサービス提供は、社会的に最小のコストで最良のサービスを提供できるものが提供主体となることが望ましいことから、次のものについて民営化を進めます。

町がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供の方がコストを含めたサービスの向上・拡大が期待できるもの

民間がサービスを提供することにより、地域経済の活性化又は地域雇用の増加が期待できるもの

### (2) 民営化を検討すべき事務事業の選定の視点（判断基準）

町の事務事業全体を検討対象としますが、特に次に該当するものについては、民営化の可能性が高いので、そうした角度から検討を行うこととします。

ア 法令等の改正により、行政が実施主体となる必要性が失われたり減少したりしているもの

イ 需要が発生する確実性が高いもの及び需要の多いもの

ウ 受益者負担を求めることができるもの（利用料金を徴収できるもの）

エ 民営化にあたって法令上の制約がないもの又は法令上の制約が弱いもの。

なお、規制緩和等による今後の見込みも含めて判断を行うものとします。

オ 現状よりも経費の低減が期待できるもの

## 第4 公の施設の管理に関する制度改正

平成15年6月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」では、同年9月2日より、公の施設の管理委託については、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」へ移行することになりました。(同月同日より3年間の経過措置により、平成18年9月2日より適用)

公の施設とは、地方自治法第244条に「町民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められています。

現在、洞爺湖町における公の施設管理の一部は、これまでの「管理委託制度」に基づき公共的団体等に委託していますが、今後は一部の公の施設について「指定管理者制度」への移行も視野に検討を進める必要があります。

「指定管理者制度」に移行するにあたっては、指定管理者の選定手続きに係る条例の整備や指定管理者の指定に係る議会での議決が必要となります。法律の改正により、今後、公の施設の管理については、民間企業やNPO法人などにも委託することができることとなったため、その受け皿となりうる民間事業者の把握に努める必要があります。

「指定管理者制度」の導入にあたっては、別に定める「指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づいて進めることとします。



## 第5 民間委託等の決定にあたっての分析等

民間委託等にあたっては、次に掲げる事項の分析等をおこなうこととします。

### 1 町民サービスの維持向上について

民間委託等を行った場合でも、現状の町民サービスを維持し、又は向上することに配慮する。

### 2 町民の意向反映について

必要に応じ、民間委託等に対する町民の意向を把握する。

### 3 経費節減と事務処理の効率化について

民間委託等を実施するにあたり、総体として効率性が拡大するか否かを直営と民間委託等とのコストの比較を行う。

### 4 他自治体における民間委託等の状況分析について

民間委託等の検討の参考とするため、他自治体の民間委託等の現状について調査・分析を行う。

### 5 民間委託等の受け入れ先の検討について

(1) 事業遂行に必要な資格や許認可等を得ており、達成されるべき成果が得られる能力を保有していること。

(2) 信用・実績等の的確性を有し、機密保持、業務執行の安全性等、町としての行政責任が確保できる能力を有すること。

(3) 民間、公社等のほか、NPOやボランティア等非営利法人等の活用を含めて民間委託等の受け入れ先を検討すること。

## 第6 推進計画の策定

前述の民間委託・民営化等に関する基本的な考え方を踏まえて、民間委託・民営化等の取り組みに関する民間委託等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めます。

推進計画は、民間委託等に向けて調査研究を進める事務事業のうち、行財政改革推進本部で民間委託・民営化の方向性が決定したものを対象に策定することとします。なお、推進計画の策定にあたっては、次の事項に留意することとします。

- 1 推進計画の策定にあたっては、町民や利用者等の利害関係者に対し、その計画に関する情報を早めに提供し、意見聴取するなど理解を得られるように努める。
- 2 委託の受け皿となる民間事業者の動向をしっかりと把握し、その選定理由や根拠などを明確にする。
- 3 事前の検証として、委託化によって想定されるサービスの質や量、コストなど行政直営の場合との比較を行う。コスト比較を行う場合は、人件費や施設の減価償却費などを含めたフルコストでの試算を行う。また、業務の執行条件や労働条件などの適法性についても十分な注意を払う。

## 第7 民間委託等の進行管理

事務事業の民間委託等の実施にあたっては、問題点や課題の整理、町民意向の的確な把握、費用対効果の精査、職員の処遇など解決又は処理しなければならない事項が数多く想定されます。これら処理事項の進捗状況を管理していくことは、民間委託等の実現性を高めるための重要な要素です。

また、現段階では民間委託等の可能性が低いと思われる事務事業の中に、社会情勢の変化等により、今後可能になるものがあることも考えられるので、このような状況の変化を的確に把握していくことも必要です。

民間委託等の可能性があり、民間委託等の予定時期を明らかにできる事務事業については、推進計画により課題整理、委託化移行準備、実施の具体的な時期等を明確にしていくこととします。

また、民間委託等の可能性を含め継続して検討していくもの及びその他事務事業については、毎年度、その可能性を精査し、民間委託等の可能性を求めながら、必要に応じて推進計画に随時盛り込み、進行管理に努めます。

推進計画に基づく事務事業の民間委託等の実施等に関しては、次の事項に留意することとします。

- 1 委託する事務事業については、最も効率よく遂行できる業務単位となるように業務委託の発注単位について検討を行う。
- 2 民間委託等の受託者の選定にあたっては、相手方の業務執行能力など、その適格性について調査の上、業務の再委託などしなければ業務執行できないような者は選定しないよう留意する。
- 3 入札の執行や契約の締結に際しては、競争性・透明性を確保した手続きによるものとする。
- 4 行政サービスの低下を招かないよう契約書や仕様書等により責任範囲を明確にするとともに、業務の実施過程における町の監督権が機能するよう必要な措置を講じる。特に、個人情報等の保護を必要とする業務や機密性の高い業務については、そのための担保や従業員教育の徹底などの措置を図るなど適切な管理を行う。
- 5 民間委託を行った業務は、定期的にサービスの質や委託経費などについて、民間委託の効果を検証し、必要に応じて執行方法や委託料の積算について見直しを行うこととする。

\* 民間委託等の具体的手順例 別紙のとおり

## 第8 民間委託等の実施後の評価

民間委託等を実施した事務事業については、適正な管理監督のもと行政責任を確認するため、定期的又は臨時的に見直しを行い、その効果等の検証を行う必要があることから、「行政評価システム」の導入を図り、システムを活用した適正な評価に基づき、民間委託等を進める必要があります。

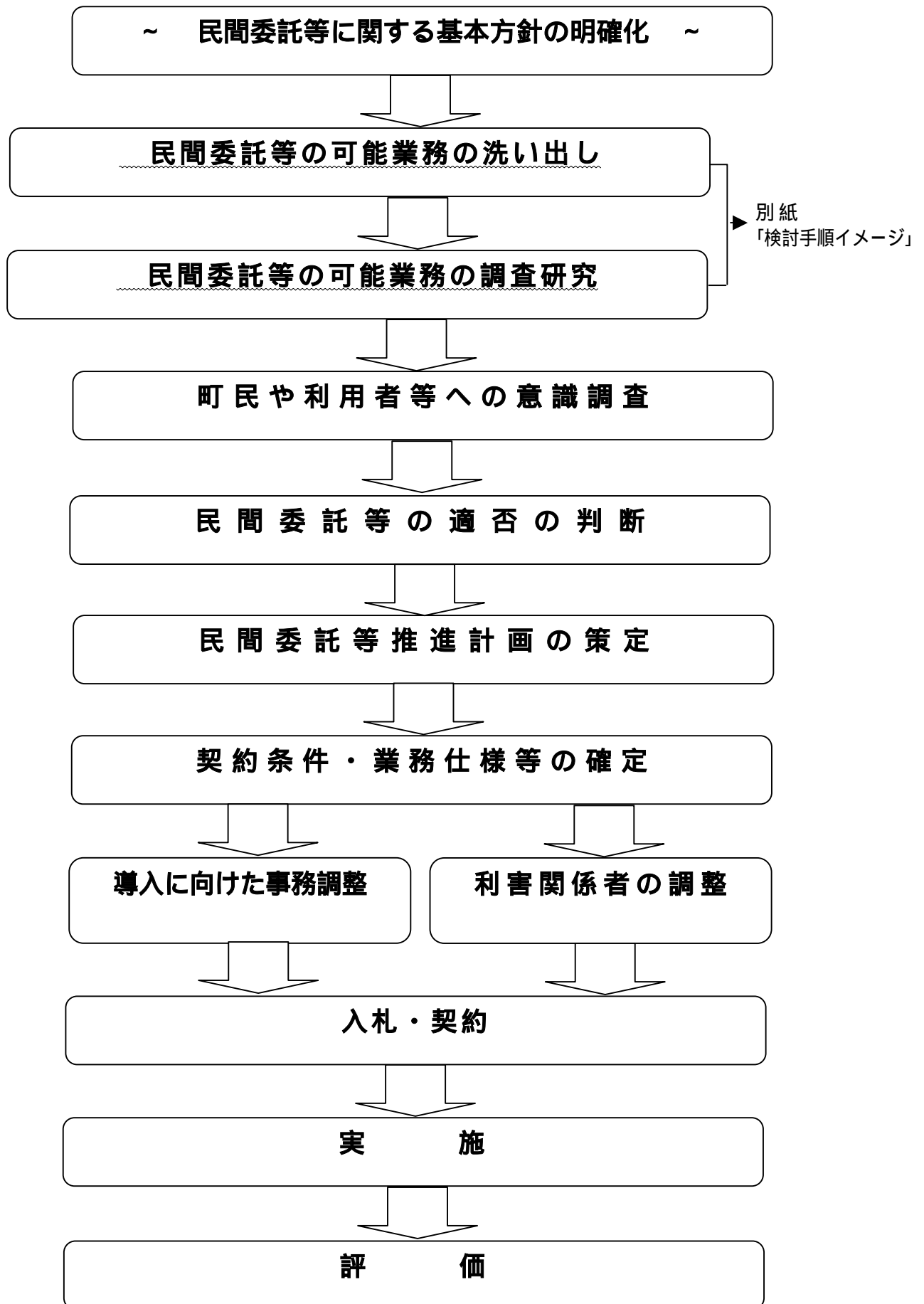
別紙（検討すべき事務事業の種類）

事務事業の種類	
<b>(1) 定型的な事務事業</b>	データ入力・集計・管理業務
	調査・統計業務
	財産管理業務
	窓口サービス業務
	収納・給付業務
	その他の定型業務
<b>(2) 業務の形態が時期的に集中するなど常時一定の職員を配置する必要のない臨時的な事務事業</b>	その他臨時的業務
<b>(3) 専門的な知識、技術、設備等を必要とする事務事業</b>	設計・測量・地質等調査業務
	検査・試験・分析・測定業務
	用地買収業務
	技術指導・監督業務
	保安点検・維持補修業務
	その他専門的・現業的業務

事務事業の類型

(4) 各種イベント、研修会、講習会などにおいて民間委託により効果的な運営が期待できる事務事業	イベント等の企画・運営業務
	研修会・講習会の企画・運営業務
(5) 公共施設の管理運営など民間の自主性の発揮により弾力的・効果的な運営が期待できる事務事業	公共施設等管理運営業務
	庁舎等維持管理業務
	公用車等管理業務
(6) 高度の専門的知識、技術等を要し、技術革新の進歩が早く、民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できる事務事業	システム開発・維持管理業務
	調査・試験・研究業務
(7) その他同種業務を行っている民間の事業主体が多いことなど、民間委託によって民間活動の活発化が期待される事務事業	広報誌作成業務
	職員研修業務
	福利厚生業務
	その他

民間委託等の具体的手順例



民間委託等(アウトソーシング等)の検討手順のイメージ

対象: 庁内全課等 会計: 一般会計、特別会計及び企業会計

